

衣笠第一地域包括支援センター運営に関する事項

(事業の目的)

第1条 横須賀市から社会福祉法人阿部睦会が委託され、共楽荘内に開設する地域包括支援センターが行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、地域包括支援センターの職員が、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- 2 地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在であり、各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、地域の保健・医療・福祉各サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 衣笠第一地域包括支援センター
- 2 所在地 横須賀市衣笠栄町4丁目14番地 共楽荘

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 管理者（社会福祉士兼務） | 1名 |
|---|--------------|----|
- 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、自らも介護予防支援の提供に当たるものとする。
- | | | |
|---|-----------------|------|
| 2 | 保健師あるいは経験のある看護師 | 1名以上 |
| 3 | 社会福祉士その他これに準ずる者 | 1名以上 |
| 4 | 主任介護支援専門員 | 1名以上 |
| 5 | 生活支援コーディネーター | 1名以上 |

(営業日及び営業時間)

第5条

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 平日は午前8時30分～午後5時までとする。ただし土曜日は8時30分～12時30分までとする。

(指定介護予防支援の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

- 2 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。
- 一 利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
 - 三 サービス担当者会議を通じ、専門的意見を聴取した上で、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス・ケアマネジメントサービス計画原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得、決定した計画を利用者及び指定介護予防サービス事業の担当者に交付する。
 - 四 計画作成後においても、指定介護予防サービス事業者等からのサービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告、利用者についての継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更をする。
 - 五 計画に位置つけた期間が終了するときには計画の目標の達成状況について評価を行う。
 - 六 計画実施状況の把握に当たっては、少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回（情報通信機器等を活用する場合、6月に1回）及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときには利用者の居宅を訪問して利用者に面接する。また、利用者の居宅を訪問しない月においては可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接が出来ない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。 なお、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
 - 七 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じることとする。
 - 八 その他具体的には「指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（横須賀市条例第33号）」第3条で規定する「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」で定める基準に従って実施する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、横須賀市の平作・池上・金谷・阿部倉・衣笠栄町・小矢部2丁目・4丁目区域とする。

（高齢者虐待の防止）

第8条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的で開催し、職員に対し研修を定期的実施するなど必要な措置を講じることとする。また、当該措置を適切に実施するため、担当者を配置する。

（業務継続計画の策定等）

第9条

1 当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的で開催し、また職員に対し研修及び訓練を定期的実施するなど必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的 to 実施し、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じる。

(相談・苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援又は介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者及びその家族からの要望、苦情に対して、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に損害すべき事項が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(ハラスメントの対応)

第12条 当事業所は職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整備するとともに、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む）及びマニュアルを併せて整備し、また研修を実施するなど必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第13条 指定介護予防支援事業所は、職員の援助技術の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 1 (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
(2) 継続研修 年4回以上
(3) その他必要な研修
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
- 4 当事業所は、利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝達情報を含む）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、横須賀市・受託法人と協議の上別途定める。

附 則

このは、平成22年 9月 1日 から施行する。

この規程は、平成24年 7月 1日 から施行する。(第4条5変更)

この規程は、平成29年 4月 1日 から施行する。(第4条3、5変更)

この規程は、平成29年 9月 1日 から施行する。(第4条5 削除)

この規程は、平成30年 4月 1日 から施行する。(第4条4、第6条2八 変更)

この規程は、平成31年 4月 1日 から施行する。(第4条3変更)

この規程は、令和6年 5月 1日 から施行する。(第4条職種、員数の変更、第6条2項六

(情報通信機器等を活用する場合、6月に1回)を追加、第8条、第9条、第12条の追加、第13条4項の追加)